

(別表3)

【第5条の8 関係 市町村から県への交付申請書(農地維持支払及び資源向上支払)の額の確認】

(参考)

項目	県	県事務所	協議会	市町村	対象組織	備考
市町村から県への交付申請書(農地維持支払及び資源向上支払)の額の確認				<pre>graph TD; A[交付申請書等データ提出] -- 1 --> B[交付申請書等確認内容連絡]; B -- 2 --> C[交付申請書等提出]; C -- 3 --> D[交付申請書等確認、提出]; D -- 4 --> E[受理];</pre>		<p>①市町村が県に提出する交付申請書等のデータを協議会にメールで提出する。</p> <p>②活動計画書に基づき、交付申請書等の農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の額を確認し、市町村に確認内容を連絡する。</p> <p>③交付申請書等を県事務所に提出する。</p> <p>④交付申請書等の多面的機能支払推進交付金等の額を確認し、県に報告する。</p>